

実質化された人・農地プラン

〔注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してく〕

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
いわき市	上藤原地区（桐立、柳ノ町、小炭焼、名高儀、仲江、南ノ町、関下、猪田、オノ神、青井、川張田）	平成30年10月2日	令和4年2月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.99 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.88 h a
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.06 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.06 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 h a
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	20 h a
（備考）	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」

欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

現状、水稲は認定農業者等2名が地域の担い手として、地区内の耕作を担っている。中山間地区であることから、小規模で自作している地権者の高齢化や後継者問題が顕著なため、農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積・集約を進めたい。しかし、担い手2人で全ての農地をカバーすることは不可能なため、新たな担い手を位置づけることが必要。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

将来的には場整備事業の実施を目指し、地権者の合意を図りたい。
多面的機能支払事業と中山間直接支払事業は今後も継続し、農業者と非農業者が協力して草刈り、泥上げ作業に努め、集落全体の農地を保全していく。
対象地区の全ての農地集積を目指し（1集落1農場制）、集落ぐるみの全員参加型の営農組織として「農事組合法人（仮称）上藤原ファーム」の設立を図る。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成すること

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積

を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成してい